

議案第 9号

木祖村職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を別案のように改正する。
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

木祖村職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村職員の旅費支給に関する条例（昭和29年木祖村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び同法第28条の6第2項」を「地方公務員法第28条の5第1項及び第28条の6第2項」に改める。

別表中「

議会議長、議 会議員、村 長、副村長、 教育長、一般 職の職員、一 般職の非常 勤の職員	実費	—	—	—	10,000	12,000	13,000	800
教育委員、監 査委員、選挙 管理委員、農 業委員、その 他条例で定 める委員等	同上	1,600	2,600	3,100				

」を「

議会議長、議 会議員、村 長、副村長、 教育長、一般 職の職員、一 般職の非常 勤の職員	実費	—	—	—	10,000	12,000	13,000	800
教育委員、監 査委員、選挙 管理委員、農 業委員、その 他条例で定 める委員等	同上	1,600	2,600	3,100	繁忙期 等やむ を得ず 上記の 定額を 超える 場合は 実費支 給（上限 20,000 円）	繁忙期 等やむ を得ず 上記の 定額を 超える 場合は 実費支 給（上限 20,000 円）	繁忙期 等やむ を得ず 上記の 定額を 超える 場合は 実費支 給（上限 20,000 円）	

」に改める。

別表備考中「「別表」（備考） 講習会、研修会等の出張が5日以上にわたるときは、3日目から1日につき日当及び宿泊料を12,000円に打切り支給する。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の、木祖村職員の旅費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

木祖村職員の旅費支給に関する条例（昭和29年木祖村条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(非常勤職員の旅費額)</p> <p>第9条 非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び同法第28条の6第2項の規定により短時間勤務の職に採用された職員を含む。</u>）に支給する旅費額は、第5条及び第6条の規定に拘わらず、当該職員の用務の内容及び他の職員との権衡を考慮して任命権者が必要と認める場合は別に定めることができる。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>「別表」（備考） 講習会、研修会等の出張が5日以上にわたるときは、3日目から1日につき日当及び宿泊料を12,000円に打切り支給する。</u></p>	<p>(非常勤職員の旅費額)</p> <p>第9条 非常勤の職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項及び第28条の6第2項</u>）の規定により短時間勤務の職に採用された職員を含む。）に支給する旅費額は、第5条及び第6条の規定に拘わらず、当該職員の用務の内容及び他の職員との権衡を考慮して任命権者が必要と認める場合は別に定めることができる。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

職の区分	鉄道賃 船車賃	日当（円）			宿泊料（1夜につき）（円）			食卓料1夜につき（円）
		郡内	県内	県外	郡内	県内	県外	
議会議長、議会議員、 村長、副村長、教育 長、一般職の職員、 一般職の非常勤の職 員	実費	—	—	—	10,000	12,000	13,000	800
教育委員、監査委員、 選挙管理委員、農業 委員、その他条例で 定める委員等	同上	1,600	2,600	3,100				

改正後（案）

職の区分	鉄道賃 船車賃	日当（円）			宿泊料（1夜につき）（円）			食卓料1夜につき（円）
		郡内	県内	県外	郡内	県内	県外	
議会議長、議会議員、	実費	—	—	—	10,000	12,000	13,000	800

村長、副村長、教育 長、一般職の職員、 一般職の非常勤の職 員					繁忙期等やむ	繁忙期等やむ	繁忙期等やむ	
					を得ず上記の 定額を超える 場合は実費支	を得ず上記の 定額を超える 場合は実費支	を得ず上記の 定額を超える 場合は実費支	
教育委員、監査委員、 選挙管理委員、農業 委員、その他条例で 定める委員等	同上	1,600	2,600	3,100	給（上限20,000 円）	給（上限20,000 円）	給（上限20,000 円）	

議案第9号 木祖村職員の旅費支給に関する条例の一部改正

1. 改正理由

物価高騰及びインバウンド需要の増加等により、出張時宿泊料の高騰が今後も継続することが見込まれるため、現行の宿泊料に上限付きの実費支給の規定を加えるもののほか、所要の整備を行う。

2. 改正内容

(1) 宿泊料の改正（第5条関係）

宿泊料 (一夜につき)	現行	改正案
郡内	10,000円	10,000円 繁忙期等やむを得ず上記の定額を超える場合は実費支給（上限20,000円）
県内	12,000円	12,000円 繁忙期等やむを得ず上記の定額を超える場合は実費支給（上限20,000円）
県外	13,000円	13,000円 繁忙期等やむを得ず上記の定額を超える場合は実費支給（上限20,000円）

(2) 打切り支給の削除（第5条関係）

『講習会、研修会等の出張が5日以上にわたるときは、3日目から1日につき日当及び宿泊料を12,000円に打切り支給する』を削除する。

3. 施行日

- ・令和8年4月1日
- ・経過措置として、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものとする。